

環境審議会水質部会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 環境審議会条例（平成 6 年宮城県条例第 13 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、水質部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 部会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- （1）公共用水域及び地下水の水質に関すること（ふるさと宮城の水循環保全条例（平成 16 年宮城県条例第 42 号）に関するものを除く。）。
- （2）その他環境審議会長が適当と認めた事項

（議決事項等）

第 3 条 条例第 7 条第 6 項の規定に基づき、次に掲げる事項を部会の議決をもって審議会の議決とすることができるものとする。

- （1）水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条第 1 項で定める公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画の作成
- （2）環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項第二号ロで定める水域の水質環境基準の類型指定及びその改定
- （3）湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 4 条第 1 項で規定する指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び同条第 8 項で定める変更（意見の聴取）

第 4 条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（審議会への報告）

第 5 条 部会長は、環境審議会長の求めに応じ、審議の状況や結果について、審議会に報告する。

（庶務）

第 6 条 部会の庶務は、環境生活部環境対策課において処理する。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 22 日から施行する。